

「東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク」規約

1 名称

本会は「東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」と称する。

2 目的

本ネットワークは、農と福祉の連携による障がい者の就労、雇用、支援等の促進を図り、農と福祉の相互の発展のため、ネットワーク会員が相互に情報共有等を行うことを目的とする。

3 活動内容

本ネットワークは、2の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 参加者相互の情報交換・共有
- (2) 農業と福祉の連携に関する情報の収集・提供
- (3) 農業分野における障がい者就労促進等に関するセミナー等の開催
- (4) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

4 会員等

- (1) 本ネットワークの会員は、次の者とする。

ア 2の目的に沿って活動する農業者、障がい者就労支援団体

イ その他2の目的に賛同する方

- (2) 本ネットワークはオブザーバーとして次の者が参加できる。

2の目的を支援する行政機関

5 入会

本ネットワークへの入会は、事務局に届け出て名簿に登録することによって行う。
退会も同様とする。

6 事務局

本ネットワークの事務局は、東北農政局農村振興部都市農村交流課に置く。
なお、県単位の活動については、支局において支援等を行う。

7 会費

本ネットワークは、会費を徴収しない。

附則

この規約は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。